

国税犯則取締法

第一条 収税官吏ハ国税(関税及噸税ヲ除ク以下同シ)ニ関スル犯則事件(以下犯則事件ト称ス)ヲ調査スル為必要アルトキハ犯則嫌疑者若ハ参考人ニ対シ質問シ、犯則嫌疑者ノ所持スル物件、帳簿、書類等ヲ検査シ又ハ此等ノ者ニ於テ任意ニ提出シタル物ヲ領置スルコトヲ得

第二条 収税官吏ハ犯則事件ノ調査ニ付キ官公署又ハ公私ノ団体ニ照会シテ必要ナル事項ノ報告ヲ求ムルコトヲ得

第三条 収税官吏ハ犯則事件ノ調査スル為必要アルトキハ其ノ所属官署ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所又ハ簡易裁判所ノ裁判官ノ許可ヲ得テ臨検、搜索又ハ差押ヲ為スコトヲ得

第四条 前項ノ場合ニ於テ急速ヲ要スルトキハ収税官吏ハ臨検スヘキ場所、搜索スヘキ身体若ハ物件又ハ差押ヲ為スコトヲ得

第五条 収税官吏第一項又ハ前項ノ許可ヲ請求セントスルトキハ其ノ理由ヲ明示シテ之ヲ為スヘシ

第六条 前項ノ請求アリタルトキハ地方裁判所又ハ簡易裁判所ノ裁判官ハ臨検スヘキ場所、搜索スヘキ身体又ハ物件、差押ヲ為スコトヲ得

第七条 収税官吏ハ前項ノ許可状ヲ他ノ収税官吏ニ交付シテ臨検、搜索又ハ差押ヲ為スコトヲ得

第八条 間接国税ニ関シ現ニ犯則ヲ行ヒ又ハ現ニ犯則ヲ行ヒ終リタル際ニ發覺シタル事件ニ付其ノ証憑ヲ集取スル為必要ニシテ且急速ヲ要シ前条第一項又ハ第二項ノ許可ヲ得ルコト能ハサルトキハ其ノ犯則ノ現場ニ於テ収税官吏ハ同条第一項ノ処分ヲ為スコトヲ得

第九条 間接国税ニ関シ現ニ犯則ニ供シタル物件若ハ犯則ニ因リ得タル物件ヲ所持シ又ハ顯著ナル犯則ノ痕跡アリテ犯則アリト思料セラルル者アル場合ニ於テ其ノ証憑ヲ集取スル為必要ニシテ且急速ヲ要シ前条第一項又ハ第二項ノ許可ヲ得ルコト能ハサルトキハ其ノ理由ヲ明示シテ之ヲ為スコトヲ得

第十条 前項ノ処分ハ差押物件又ハ領置物件ニ付テモ之ヲ為スコトヲ得

第十一条 収税官吏臨検、搜索又ハ差押ヲ為スコトヲ得

第十二条 収税官吏搜索ヲ為スコトキハ其ノ家宅、倉庫、船車其ノ他ノ場所ノ所有主、借主、管理者、事務員又ハ同居ノ親族、雇人、鄰佑ニシテ成年ニ達シタル者ヲシテ立会ハシムヘシ

第十三条 前項ニ掲グル者其ノ地ニ在ラサルトキハ立会ヲ拒ミタルトキハ其ノ地ノ警察官又ハ市町村長ノ補助機關タル職員ヲシテ立会ハシムヘシ

第十四条 女子ノ身体ノ搜索ニ付テハ成年ノ女子ヲシテ立会ハシムベシ但シ急速ヲ要スル場合又ハ此ノ限ニ在ラズ

第十五条 収税官吏物件、帳簿、書類等ヲ差押ヘタルトキ又ハ領置シタルトキハ其ノ差押目録又ハ領置目録ヲ作ルヘシ但シ所有者又ハ所持者ハ其ノ差押目録又ハ領置目録ノ謄本ヲ請求スルコトヲ得

第十六条 差押物件又ハ領置物件ノ腐敗其ノ他損傷ノ虞アルトキハ国税局長官、国税局長又ハ稅務署長ハ之ヲ公売ニ付シ其ノ代金ヲ供託スルコトヲ得

第十七条 収税官吏差押物件又ハ領置物件ニ付留置ノ必要ナシト認ムルトキハ之ヲ還付スベシ

第十八条 収税官吏ハ日没ヨリ日出マテノ間臨検、搜索又ハ差押ヲ為スコトヲ得但シ第三条ノ規定ニ依ル処分ヲ為ス場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十九条 日没前ヨリ開始シタル臨検、搜索又ハ差押ニシテ必要アル場合ハ日没後迄之ヲ繼續スルコトヲ得

第二十条 収税官吏ハ政令ヲ以テ定ムル国税ニ付テハ旅店、飲食店其ノ他夜間ト雖モ公衆ノ出入スルコトヲ得ヘキ場所ニ於テハ其ノ公開シタル時間内ハ第一項ニ規定スル制限ニ拘ラス臨検、搜索又ハ差押ヲ為スコトヲ得

第二十一条 収税官吏質問、検査、領置、臨検、搜索又ハ差押ヲ為スコトハ何人ニ限ラス許可ヲ得スシテ其ノ場所ニ出入スルヲ禁スルコトヲ得

第二十二条 署名捺印スルコト能ハサルトキハ其ノ旨ヲ附記スヘシ

第二十三条 犯則事件ノ証憑集取ハ国税局収税官吏又ハ事件發見地ヲ所轄スル国税局若ハ稅務署ノ収税官吏ノ之ヲ為ス

第二十四条 国税局収税官吏ノ集取シタル間接国税ニ関スル犯則事件ノ証憑ニシテ重要ナル犯則事件ニ関スルモノハ之ヲ所轄国税局収税官吏ニ、ソノ他ノモノハ之ヲ所轄稅務署収税官吏ニ引継グベシ

第二十五条 国税局収税官吏ノ集取シタル証憑ハ之ヲ所轄稅務署収税官吏ニ引継クヘシ但シ重要ナル犯則事件ノ証憑ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二十六条 稅務署収税官吏ノ集取シタル重要ナル犯則事件ノ証憑ハ之ヲ所轄国税局収税官吏ニ引継クヘシ

第二十七条 同一犯則事件ニ付數箇所ニ於テ發見セラレタル時ハ各發見地ニ於テ集取セラレタル証憑ハ之ヲ最初ノ發見地所轄稅務署ノ収税官吏ニ引継クヘシ但シ其ノ証憑力重要ナル犯則事件ノ証憑ナルトキハ最初ノ發見地所轄国税局ノ収税官吏ニ引継クヘシ

第二十八条 国税局又ハ稅務署ノ管轄区域ニ於テ質問、検査、領置、臨検、搜索又ハ差押ヲ為スコトキハ其ノ所属国税局又ハ所属稅務署ノ管轄区域内ニ限ル但シ既ニ著手シタル犯則事件ニ関聯シ他ノ於テ職務ヲ行フベキコトヲ命ゼラレタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十九条 稅務署長ハ其ノ管轄区域外ニ於テ犯則事件ノ調査ヲ必要トスルトキハ之ヲ其ノ地ノ稅務署長ニ囑託スルコトヲ得

第三十条 国税局長ハ其ノ管轄区域外ニ於テ犯則事件ノ調査ヲ必要トスルトキハ之ヲ其ノ地ノ国税局長又ハ稅務署長ニ囑託スルコトヲ得

第三十一条 収税官吏ハ間接国税以外ノ国税ニ関スル犯則事件ノ調査ニ依リ犯則アリト思料スルトキハ告發ノ手續ヲ為スコトヲ得

第十三条 国税局又ハ稅務署ノ收稅官吏間接國稅ニ關スル犯罪事件ノ調査ヲ終リタルトキハ之ヲ所轄國稅局長又ハ所轄稅務署長ニ報告スヘシ但シ左ノ場合ニ於テハ直ニ告發スヘシ

- 一 犯罪嫌疑者ノ居所分明ナラサルトキ
- 二 犯罪嫌疑者逃走ノ虞アルトキ
- 三 証憑埋滅ノ虞アルトキ

② 國稅庁收稅官吏間接國稅ニ關スル犯罪事件ノ調査ヲ終リタルトキハ之ヲ所轄國稅局長又ハ所轄稅務署長ニ通報スベシ但シ前項各号ノ規定ニ該當スルトキハ直ニ告發スベシ

第十四条 國稅局長又ハ稅務署長ハ間接國稅ニ關スル犯罪事件ノ調査ニ依リ犯罪ノ心証ヲ得タルトキハ其ノ理由ヲ明示シ罰金若ハ科料ニ相當スル金額、沒收品ニ該當スル物品、徵收金ニ相當スル金額及書類送達並差押物件ノ運搬、保管ニ要スル費用ヲ指定ノ場所ニ納付スヘキ旨ヲ通告スヘシ但シ沒收品ニ該當スル物品ニ付テハ納付ノ申出ノミヲ為スヘキ旨ヲ通告スルトコトヲ得

第十五条 前条第一項ノ通告アリタルトキハ公訴ノ時効ヲ中断ス

第十六条 犯罪者通告ノ旨ヲ履行シタルトキハ同一事件ニ付訴ヲ受クルコトナシ

② 第十四条第一項但書ニ依リ通告ニ對シ犯罪者通告ノ旨ヲ履行シタル場合ニ於テ沒收品ニ該當スル物品ヲ所持スルトキハ公売其ノ他必要ノ処分ヲ為ス迄之ヲ保管スルノ義務アルモノトス但シ保管ニ要スル費用ハ之ヲ請求スルトコトヲ得ス

第十七条 犯罪者通告ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ之ヲ履行セサルトキハ國稅局長又ハ稅務署長ハ告發ヲ為スヘシ但シ二十日ヲ過クルモ告發前ニ履行シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十八条 犯罪者ノ居所分明ナラサル為又ハ犯罪者書類ノ受領ヲ拒ミタル為通告スルトコト能ハサルトキ亦前項ニ同シ

第十八条 犯罪事件ヲ告發シタル場合ニ於テ差押物件又ハ領置物件アルトキハ差押目録又ハ領置目録ト共ニ檢察官ニ引継クヘシ

② 前項ノ差押物件又ハ領置物件所有者、所持者又ハ官公署ノ保管ニ係ルトキハ保管証ヲ以テ引継クヲ為シ差押物件又ハ領置物件引継ノ旨ヲ保管者ニ通知スヘシ

③ 第一項ノ規定ニ依リ差押物件又ハ領置物件ノ引継アリタルトキハ當該物件ハ檢察官ガ刑事訴訟法ノ規定ニ依リ押収シタル物トス

第十九条 國稅局長又ハ稅務署長間接國稅ニ關スル犯罪事件ノ調査シ犯罪ノ心証ヲ得サルトキハ其ノ旨ヲ犯罪嫌疑者ニ通知シ物件ノ差押アルトキハ之ヲ解除ヲ命スヘシ

第十九条ノ二 間接國稅ニ關スル犯罪事件ニ付第一項ノ規定ニ依リ收稅官吏ノ検査ヲ拒ミ、妨ケ又ハ忌避シタル者ハ三万円以下ノ罰金ニ処ス

第二十条 本法ニ於テ間接國稅ト稱スルハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第二十一条 削除

第二十二条 國稅ノ納稅義務者ノ為スヘキ國稅ノ課稅標準ノ申告（當該申告ノ修正ヲ含ム以下申告ト稱ス）ヲ為ササルコト若ハ虚偽ノ申告ヲ為スコト又ハ國稅ノ徵收若ハ納付ヲ為ササルコトヲ煽動シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ二十万円以下ノ罰金ニ処ス

② 國稅ノ納稅義務者ノ為スヘキ申告ヲ為サラシメ若ハ虚偽ノ申告ヲ為サシメ又ハ國稅ノ徵收若ハ納付ヲ為ササラムル目的ヲ以テ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタル者亦同シ

附則（昭和一九年二月一五法律第七号）抄

第三十一条 本法ハ昭和十九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第一条中所得稅法第三十七条、第五十三条第二項但書及第七十三条第一項本文ノ改正規定ハ昭和二十年一月一日ヨリ之ヲ施行シ第十二条乃至第二十二條ノ規定、第二十三條中臨時租稅措置法第二十一條ノ二及第二十二條ノ改正規定並ニ第二十八條ノ規定施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則（昭和二十二年三月三一日法律第二九号）抄

第一条 この法律は、昭和二十二年四月一日から、これを施行する。

第十三条 第十八条及び第十九条の規定施行の際、従前の間接國稅犯罪者処分法第一条又は従前の關稅法（明治三十二年三月法律第六一号）第九十条第一項の規定による差押中の物件がある場合において、收稅官吏又は稅關官吏がその差押につき第十八条及び第十九条の規定施行後十日以内にその所属官署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の許可を受けたときは、当該差押は、これを改正後の間接國稅犯罪者処分法第二条第一項又は改正後の關稅法第八十六条ノ二第一項の規定による差押とみなす。

前項の規定は、第十八条及び第十九条の規定施行の際、従前の間接國稅犯罪者処分法第一条又は従前の關稅法第九十条第一項の規定を準用する他の法律による差押中の物件がある場合について、これを準用する。

改正後の間接國稅犯罪者処分法第二条第三項及び第四項又は改正後の關稅法第八十六条ノ二第三項及び第四項の規定は、第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定により裁判官の許可を受けるときは、これを準用する。

第二十条 この法律による他の法律の廢止又は改正前になした行為に關する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（昭和二十二年一月三〇日法律第一四二号）抄

第一条 この法律は、昭和二十二年十二月一日から、これを施行する。

第十五条 この法律による他の法律の改正前になした行為に關する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（昭和二十二年七月七日法律第一〇七号）抄

第三十九条 この法律は、公布の日から、これを施行する。

第五十条 たばこ専賣法（明治三十七年法律第十四号）第六十七条、塩專賣法（明治三十八年法律第十一号）第三十八条、粗製しよ、脳、しよ、脳油專賣法（明治三十六年法律第五号）第二十条三条及びアルコール專賣法（昭和十二年法律第三十二号）第四十条中「間接國稅犯罪者処分法」とあるのは「國稅犯罪取締法（同法第十二条ノ二、第十九条第二項及第二十二條ノ規定ヲ除ク）」と読み替へるものとする。

2 前項に定めるものを除く外、他の法律中「間接國稅犯罪者処分法」とあるのは「國稅犯罪取締法」と読み替へるものとする。

第五十二条 この法律施行前に督促状を發した國稅に對する督促手数料及び延滞金については、なお従前の例による。

第六十条 この法律による他の法律の廃止又は改正前になした行為に関する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和二十四年五月三十一日法律第一四五号) 抄

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

附 則 (昭和二十五年三月三十一日法律第七七号) 抄

1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

附 則 (昭和二十九年六月八日法律第一六三号) 抄

(施行期日)

1 この法律中、第五十三条の規定は交通事故事件即決裁判手続法の施行の日から、その他の部分は、警察法(昭和二十九年法律第六十二号。同法附則第一項但書に係る部分を除く。)の施行の日から施行する。

附 則 (昭和四十二年五月三十一日法律第二三三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

附 則 (平成十一年二月二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第一千三百五十五条、第一千三百六条、第一千三百二十四条第二項、第一千三百二十六条第二項及び第一千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 (平成十八年六月七日法律第五三三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十三年六月三〇日法律第八二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第九十二条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第九十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二十九年三月三十一日法律第四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

五 次に掲げる規定 平成三十年四月一日

イからホまで 略

へ 第十条の規定及び附則第四十二条の規定

(罰則に関する経過措置)

第四百十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四百十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。